

告 示

埼玉県告示第八百七十二号

荒川水系荒川中流右岸ブロック河川整備計画を令和三年七月十九日に変更したの
で、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第七項において準用す
る同条第六項の規定により、公表する。

なお、当該河川整備計画を、埼玉県県土整備部河川砂防課、埼玉県川越県土整備
事務所、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、埼玉県熊谷県
土整備事務所及び埼玉県総合治水事務所において縦覧に供する。

令和三年七月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕